

妊産婦のマイタクの利用期間を拡大します

妊産婦の移動負担の軽減や移動環境の充実を図るため、タクシーの運賃補助制度「マイタク」を利用できる期間を拡大します。

1 改正内容

妊産婦がマイタクを利用できる期間を以下のとおり拡大

【現行】 出産予定日の4か月前の同日から出産予定日の6か月後の月末まで

【改正後】 母子健康手帳が交付された日から出産予定日の12か月後の月末まで

(出産前後あわせて約9か月間の利用期間拡大)

2 対象者 母子健康手帳の交付を受けている妊産婦

3 登録方法 マイナンバーカードと母子健康手帳を持参のうえ、登録窓口で手続き ※すでにマイタクに登録済みで利用期間の延長を希望する人も手続きが必要

4 登録窓口

① 6月1日(土) 2日(日)
市役所1階マイタク特設窓口のみ

② 6月3日(月)以降(平日のみ)
市役所1階マイタク特設窓口、大胡・宮城・粕川・富士見支所

5 チラシ 別添のとおり

本件に関するお問い合わせ先

交通政策課 新モビリティ推進係

電話 内線 / 3262

外線 / 027-898-6263